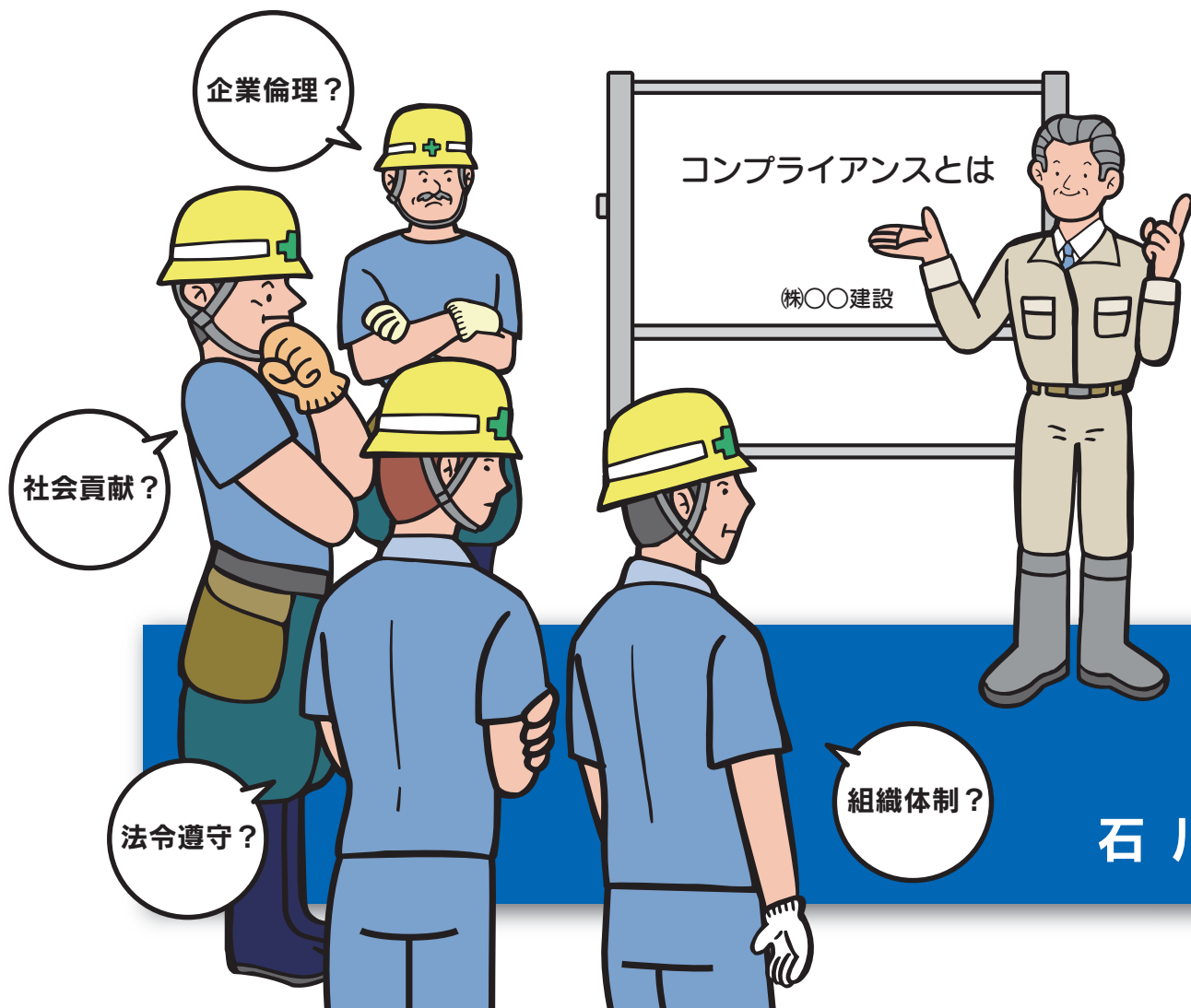


# 建設業の コンプライアンス

～健全かつ信頼される事業活動を行うために～

## コンプライアンスの導入で 社会資本整備の担い手としての責任と地域貢献を!!

コンプライアンスとは、法令を遵守し、企業倫理や社会貢献等に配慮した行動をすることです。コンプライアンス経営の仕組みを取り入れ、地域社会に対し、健全な事業活動を行っていることを示し、より一層信頼される事業活動を行いましょう。

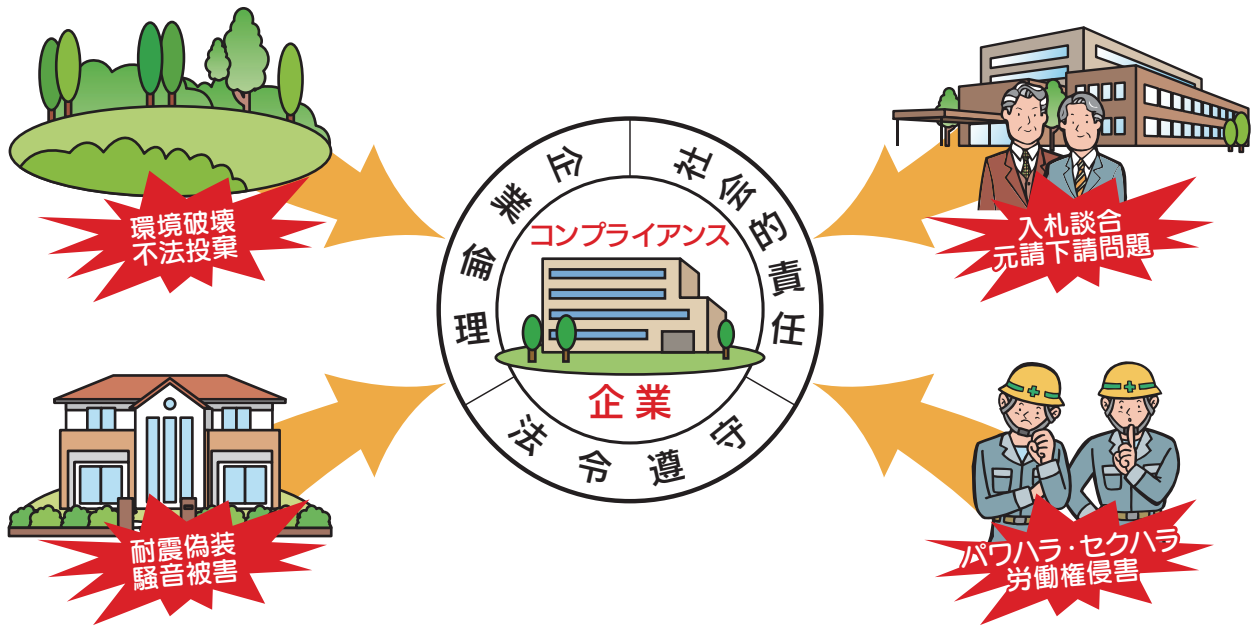


石川県

# コンプライアンス経営を導入しよう!

## コンプライアンスが求められる背景とは

近年、入札談合、耐震偽装、不正リフォームや粉飾決算など、企業倫理や社会的責任の欠如した行動により、ペナルティを受け、または、社会的信用を損なうことで事業活動の継続が困難となるような事態が頻発しており、企業には、法令を遵守するとともに企業倫理や社会的責任などを重視した、コンプライアンスに則った事業活動を行うことが、より一層求められるようになっていきます。



## コンプライアンスを確立するために

コンプライアンスを確立するためには、まず経営者が、「地域経済発展のために何が出来るか」、「豊かな未来を創造するために何が必要か」といったような企業倫理や社会的責任に則した企業理念を掲げ、それに基づいた行動規準を定める必要があります。

行動規準とは、事業活動に関係する法令や、組織の規律を正すための就業規則等を踏まえ、社員一人ひとりがどのように考え、どのように行動するかの道筋を示すものです。

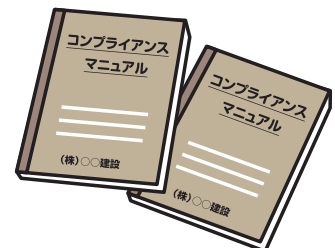
それらをただ定めるだけでなく、経営者が責任をもって、社内はもちろん対外的にもその内容を浸透させることで、コンプライアンスに則った事業活動が成立します。

### コンプライアンス・マニュアルを作成しよう

企業理念や法令遵守のための行動規準、教育・啓発計画、問題発生時対応等の仕組みを構築し、明文化することで、組織内外への周知が容易となり、健全かつ信頼される企業として社員が意識的に行動できるほか、対外的な企業価値を高めることが期待されます。

#### 【文書化の例】

- ① 経営者による企業理念等の表明について
- ② コンプライアンスを運用していくための組織体制について
- ③ 関係法令に対する役員及び社員等の行動規準について
- ④ コンプライアンスを浸透させるための教育・啓発計画について
- ⑤ 法令違反への対応、改善プロセス、違反者への処分等について



# 建設業に関する法令違反を理解しよう!

## 独占禁止法が規制する不当な取引制限等（入札談合等）の禁止について

### ① 不当な取引制限（入札談合等）

独占禁止法は、事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為をカルテル（不当な取引制限）として禁止しています。これは、紳士協定、口頭の約束など、どんな形でも禁止されています。

入札談合は、公共工事の入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為であり、不当な取引制限の一つです。

公正取引委員会では、入札にあたってどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて指針（入札ガイドライン）をまとめているので、参考にしてください。

### **処分** 排除措置命令、課徴金納付命令

### ② 不公正な取引方法の規制

独占禁止法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。入札談合との関係では、例えば、受注予定者が落札できるように取り決めた場合について、これに従わない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為が、独占禁止法に違反することとなります。

### **処分** 排除措置命令



## 独占禁止法に関する処分及びそれに伴う罰則について

### 【公正取引委員会】

#### ① 排除措置命令

違反行為をした企業に対し、速やかにその行為をやめ、その旨を周知し、再発防止策を講じるよう命じます。

#### ② 課徴金納付命令

不当に得た利益をもとに算出された課徴金を国庫に納付するよう命じます。

#### ③ 刑事罰

違反行為が悪質である場合等には、検察へ通報し、刑事罰が科されます。

### 【石川県】

#### ① 指名停止

一定期間、競争入札の参加者として指名を行いません。これにより、県の入札・見積には一切参加できなくなります。

#### ② 営業停止

一定期間、営業の一部又は全部の停止を命じます。これにより新たな請負契約の締結やこれに付随する行為等が行えなくなります。

#### ③ 工事請負契約約款に基づく違約金の請求

県と受注者間で締結した建設工事請負契約約款の違約金条項（賠償の予約）により、請負契約額に約定の率を乗じた額を請求します。

#### ④ 入札参加資格及び総合評価における措置

一定期間、主観点や総合評価等で減点を行います。

### 刑法に規定される競売等妨害罪及び談合罪について

偽計又は威力を用いて公の競売又は入札の公正を害する行為が行われれば競売等妨害罪が成立し、公の競売又は入札において、公正な価格を害する目的や不正な利益を得る目的で談合が行われれば談合罪が成立します。その場合も、石川県では上記と同様に取り扱うこととしています。

# 建設業に関する法令違反を理解しよう!

## 不公正な取引方法（元請負人と下請負人の関係に係る留意点）について

建設業法には、請負契約の原則を示す規定が設けられており、国土交通省では、建設業者が守るべき下請取引上のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン」を策定しています。国や地方公共団体は、以下の行為に対し、独占禁止法に違反していると認められるとき、建設業法に基づき、公正取引委員会へ措置要求を行う場合があります。

### ① 不当に低い請負代金及び不当な下請代金の減額

元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額で下請契約を締結してはいけません。

また、正当な理由がないのに、下請契約締結後に請負代金を減額してはいけません。（赤伝処理・やり直し工事等）



### ② 不当な使用資材などの購入強制

元請負人は、下請契約締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事に使用する資材もしくは機械器具等、またはこれらの購入先を指定し、下請負人の利益を害してはいけません。



### ③ 完成検査・引渡し

元請負人は、下請負人から完成通知を受けた日から20日以内に、かつ、できるだけ早く、工事完成検査を完了しなければいけません。

また、完成検査により工事目的物の完成を確認した場合、下請負人が申し出れば直ちに引渡しを受けなければいけません。



### ④ 支払保留

元請負人は、注文者から請負代金の支払いを受けたときは、1箇月以内（元請負人が特定建設業者で下請負人が一般建設業者である場合は注文者の代金の支払いを受けたか否かに関わらず、下請負人の引渡し申出日から50日以内）に、かつ、できるだけ早く、下請負人に対して、下請代金を支払わなければいけません。



### ⑤ 長期手形

元請負人が特定建設業者で、下請負人が一般建設業者である場合は、下請代金の支払いに当たって、一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形を交付してはいけません。



# 建設業に関する法令違反を理解しよう!

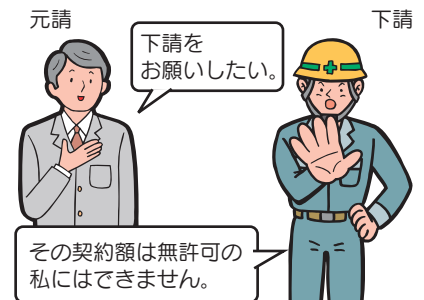
## 建設業法が規制する違反行為について

建設業法では、前出の元請下請の取引関係以外にも、請負契約や工事の施工等に関し、様々な規定を設けています。こうした規定に違反した場合は、許可行政庁である国や地方公共団体が、監督処分（一定の制限や義務を負わせること。）を行う場合があります。

### ①無許可業者と下請契約をする場合の制限及び一般建設業者が下請契約をする場合の制限

元請負人は500万円（建築一式工事については1,500万円）以上の工事について無許可業者と下請契約してはいけません。

また、元請負人が一般建設業者である場合、総額4,000万円以上（建築一式6,000万円以上）の下請契約をしてはいけません。



### ②見積条件の提示

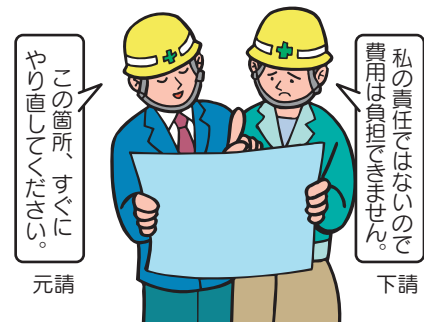
元請負人は、下請契約を締結する以前に、具体的な作業内容を下請負人に提示し、その後、下請負人が当該下請工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けなければなりません。

また、工事の具体的な内容については、口頭ではなく、書面で提示し、作業内容を明確にすることが望ましいです。



### ③書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、建設業法で定める一定の事項を記載した契約書を作成し、災害等でやむを得ない場合を除き、原則として工事の着工前に、相互に取り交わさなければなりません。変更契約についても同様です。



### ④やり直し工事

下請工事施工後にやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、その工事が下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その費用は元請負人が負担しなければなりません。

### ⑤一括下請負

建設業者は、請け負った工事について実質的に関与せずに、一括して他人に請け負わせてはいけません。また、他人から一括して請け負うこともいけません。

(1)請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合（例：電気改修工事において、電気工事をすべて1社に下請負させて、内装工事だけを元請が行う場合）

(2)請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物を一括して他人に請け負わせる場合（例：住宅3戸を請け負い、そのうちの1戸を1社に下請負させる場合）

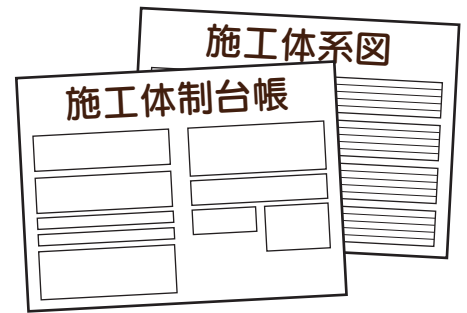


# 建設業に関する法令違反を理解しよう!

## ⑥ 施工体制台帳・施工体系図の作成

公共工事の受注者は、下請契約を締結するとき、金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければなりません。また、下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

なお、民間工事においても総額4,000万円（建築一式6,000万円）以上の下請契約を締結する場合は、台帳の作成が必要です。また、発注者から請求があった場合閲覧に供しなければなりません。



## ⑦ 主任技術者等の配置義務違反

建設業者は、請負代金の大小に関わらず、建設工事の適正な施工を確保するため、現場に必ず主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。

また、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（3,500万円（建築一式7,000万円）以上の場合）については、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければなりません。

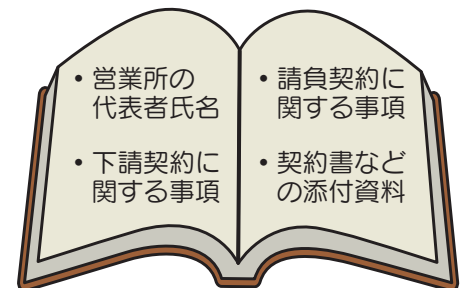


## ⑧ 経営事項審査の虚偽申請

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない「経営に関する客観的事項審査（いわゆる経営事項審査）」の際には、完成工事高の水増しや、在籍しない技術職員の名簿記載等、虚偽の申請をしてはいけません。

## ⑨ 標識の掲示、帳簿の備え付け及び保存

建設業者は、店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に建設業許可に関する事項を記載した標識を掲示しなければいけません。また、営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません。



## 建設業法に関する監督処分について

### 指示処分とは

建設業法違反又は不適切な事実について、それを是正するために採るべき具体的な措置を命令します。

### 営業停止とは

一定の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命令するとともに、役員等に対しても、新たな営業開始の禁止を命令します。

### 許可の取消しとは

不正な手段で建設業の許可を受けた場合や、建設業法等の違反の情状が特に重いと判断された場合等には、建設業許可を取り消します。

# 建設業に関する法令違反を理解しよう!

## 建設工事に従事する労働者の権利について

受注競争の激化等による、建設業従事者の労働環境の悪化や、高齢化による将来的な労働者不足が懸念されています。

長時間労働の改善、労働災害の防止、社会保険や建設業退職金共済制度の加入促進、最低賃金の保障、女性労働者への配慮（人事面での差別の禁止、セクシャルハラスメントの防止など）、外国人就労者への配慮（専門的・技術的分野の外国人就労者受入、就労環境整備、不法就労の防止）など、建設事業主は、雇用環境の改善を図らなくてはなりません。



### 【労働関係法令（抜粋）】

#### 労使関係

- ・労働基準法
- ・労働組合法
- ・労働関係調整法

#### 労働衛生関係

- ・労働安全衛生法
- ・じん肺法

#### 社会保険関係

- ・労働者災害補償保険法
- ・雇用保険法
- ・健康保険法
- ・厚生年金保険法
- ・国民年金法
- ・中小企業退職金共済法  
(建設業退職金共済制度)

#### 雇用関係

- ・職業安定法
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律
- ・労働者派遣法
- ・男女雇用機会均等法
- ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- ・最低賃金法

## 建設業における社会保険等未加入問題について

建設業者のうち、法定福利費（雇用、医療、年金保険等）を適正に負担しない企業（社会保険等未加入企業）については、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

その対策として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導や、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化、また、社会保険等に加入していることを入札参加資格の要件とするなど、技能労働者の雇用環境改善や公平で健全な競争環境の構築が図られています。

## 石川県暴力団排除条例について

県が行う事務事業により、暴力団を利することとならないよう、県が実施する入札に暴力団員等を参加させない等の必要な措置を講ずるよう努めることとなっています。



# 法令違反を認識したら相談しよう!

## 公益通報者保護法について

### 法令違反の通報者は、法律で保護されています。

公益通報者保護法は、国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した労働者に対する不利益な取扱いを禁止するものです。

### 公益通報者の適用範囲

労働基準法第9条で定義される労働者であり、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等）でないことが必要です。

### 保護の対象となる通報先

事業者内部、行政機関、当該通報事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害拡大を防止するために必要と認められる者

### 保護される内容

- ①公益通報したことを理由とする解雇や労働者派遣契約解除は、無効となります。
- ②公益通報したことを理由とする不利益取扱（減給、降格等）が禁止されます。
- ③不利益を受けた場合は、裁判所に訴訟を提起し、復職や損害賠償等の救済措置を受けることができます。

## 問い合わせ窓口

### ○入札に関わる法令違反窓口

私的独占または不当な取引制限が疑われる場合など独占禁止法に関する通報または相談につきましては、以下の窓口に連絡してください。

石川県土木部監理課入札・契約グループ

連絡先：076-225-1712

公正取引委員会 中部事務所

通報窓口 第一審査課：052-961-9425

相談窓口 総務課：052-961-9421



### ○建設業に関わる法令違反窓口

駆け込みホットライン

連絡先：0570-018-240

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に法令違反の通報窓口としてホットラインを設置しています。

石川県土木部監理課建設業振興グループ

連絡先：076-225-1712

(発行・編集) 石川県土木部監理課 (石川県庁行政庁舎15階)

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 TEL.076-225-1712 FAX.076-225-1714